

## 委員会の意見などの公表

北海道警察北見方面本部長は、毎年、委員会の意見及びこれを受けて留置業務管理者が講じた措置の内容を取りまとめ、その概要を公表します。

### 令和6年度「北見方面留置施設視察委員会」意見に対する措置結果

令和6年度中に北見方面留置施設視察委員会が、「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」に基づき、留置業務管理者（警察署長）に対して述べた意見と、これを受けて令和7年度までに講じた措置の概要は、次のとおりです。

#### 「北見方面留置施設視察委員会」意見に対する措置結果の概要

	意見	措置
1	留置施設は、整理、清掃が十分にされており、維持管理が徹底されている。 引き続き維持管理の徹底に努められたい。	引き続き被留置者の適正処遇と施設の維持管理等の徹底を図っており、紋別署では被留置者が出入りする通路に屋根を設置した。今後も適正な留置業務を推進していく。
2	運動場にストレッチ方法の掲示等あれば体を動かしやすいので、検討して欲しい。	遠軽署では運動場の壁面にストレッチ方法の掲示物を掲示しており、各留置施設でも検討している。
3	留置施設によっては、構造上、夏場に熱がこもりやすい施設があるので、特にそういった施設においては被留置者の熱中症に十分に注意して欲しい。	各署で工夫を凝らして暑熱対策を実施しており、遠軽署の留置施設には新たにエアコンを設置した。他の施設においても、簡易エアコン等の設置を検討している。

令和8年4月

北海道警察北見方面本部